

仕 様 書

- 1 件 名 (仮称) 多世代共生型施設初度消耗品購入 (食器類)
- 2 品目・数量等 別紙「明細表」のとおり
- 3 納入場所 三重県桑名市大字星川字堂ヶ峰 2 2 3 9 番 1
- 4 納入期限 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 5 搬入・保証等

- (1) 購入物品は別紙の参考品又は同等品とし、参考品以外で応札する場合は、カタログ等により応札品を提示し、担当者の了解を得た後に入札すること。
なお、同等品は、参考品と価格、材質、仕様、大きさ、機能等が同等以上であり、かつ参考品と同等の安全性、耐久性が保証されるものを基本とする。
- (2) 受注者は購入物品の納入設置を行うことし、搬送、納品、設置、調整、説明等に係る費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 納入の際、受注者は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。ただし発注者から別途指示がある場合はこの限りではない。
- (4) 納入に際しては、必ず事前に発注者と日程調整し指定された日時に行うこと。
- (5) 納入の経路や納入場所における配置等詳細については、発注者の指示に従うこと。
- (6) 納入に際しては、建物や他の物品に損傷・汚損を生じないよう適切な方法により養生を行うこと。また、破損・汚損を生じた場合は発注者に報告のうえ速やかに受注者の責任で補修すること。
- (7) 作業終了後は清掃を行い、発生材等は持ち帰り、関係法令に従い適切に処理すること。
- (8) 納入日から 1 年以内に本調達物品に瑕疵又は正常な使用に関わらず不具合が生じた際は、受注者が無償で納入品の修理又は交換の処置をすること。
ただし、1 年以上の保証期間があるものについてはその保証期間とする。

6 その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに納入する物品の単価がわかる明細を発注者に書面で提出すること。
- (2) 必要に応じ、三重県等関係機関の検査に対応すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。

以上